

平成 30(2018)年度第 8 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 30(2018)年 12 月 12 日 (水) 14 時 06 分 ~ 14 時 57 分

場 所： 板橋校舎 2 号館 2-0221 会議室

構成員数： 8 名 (定足数 4 名)

出 席 者： 7 名 (定足数充足)

欠 席 者： 1 名

議 長： 植村栄治 (法務研究科長)

議 案：

議案 1. 大東文化学助教規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、大東文化大学助教規程の改正（案）について、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律および大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、助教の契約期間の限度を 5 年から 10 年とすることを骨子とする改正（案）であるとの説明が為された。審議の結果、教授会は本改正（案）についてこれを承認した。

議案 2. 大東文化大学 スポーツ・健康科学部特任助手の任用に関する規程改正（案）について

議長より、資料に基づき、大東文化大学 スポーツ・健康科学部特任助手の任用に関する規程改正（案）について、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律」の中の適用する特定の条項を明文化することを骨子とする改正（案）である旨説明が為された。審議の結果、教授会は本改正（案）についてこれを承認した。

議案 3. 法務研究科の廃止に係る規則の制定及び法務研修生規程の改正について（継続）

議長より、資料に基づき、10 月の教授会で提示した専任教員の学部への移籍に伴う法務研究科の管理運営体制整備に係る規則の制定、及び今後の法務研修生の取扱いを規定することを目的とする現規程の改正について、文科省に対して行う法務研究科廃止の手続きの時期を在学生の全員修了時か、あるいは法務研修生受入れ期限（法務研究科を最後に修了する者が司法試験を受験できる最終年度の 5 月末日まで）とするのかを文科省に確認の結果、非正規学生（法務研修生）を受け入れていくのであれば、非正規学生がいなくなった時点でも遅くはない旨の回答を得た、このことに伴い、法務研修生が在籍しなくなる時期を廃止と定め、これに基づき名称・内容を変更した規則の制定（案）及び改正（案）とした、その際、法務研修生受入れについては、「研修期の研修を希望する者が皆無になった年度において、翌年度生の募集にも希望者がない場合、法務研究科学則第 47 条の 2 の規定にかかわらず、受入れ期限に至る前でもこの時点で法務研修生の受入れを終了し、以後の受入れは行わないものとする。」とし、法務研修生受入れ期限内であっても、2 カ年間に渡り研修を希望する者がいないと判断される場合には受入れを終了する、この場合、廃止の手続きはこの時点において為されることになる旨説明が為された。また、今後大学、学園の各会議体で諮られるが、文言・字句等に修正の必要が生じた場合、対応を研究科長一任としてもらいたい旨求められた。

審議の結果、提案通り、規則の制定及び規程の改正について、並びに以後の修正については研究科長一任とすることが承認された。

議案 4. 2019 年度法務研修生の前倒し募集について

議長の指名により学生委員会委員長より、教授会に先立って開催した学生委員会における論議の報告が為された。その冒頭で、事務室事務長より、今回の手続きを経ず前倒し募集を実施したことについて陳謝が為された。委員長より、応募締切り直前の現時点での延長や再募集の告知をする

のも混乱をまねくので、締切り後も正当な理由があれば応募を受付ける柔軟な対応を取っていくことを条件に今回の前倒し募集を追認したいとの発言があった。加えて、来年度における募集において募集時期を元に戻すことも混乱をまねくと考えられるため、以後も12月募集を踏襲していくのを是としたい旨宣言された。学生委員会委員より、今回の前倒し募集はやはり手続き的に問題があるが、既に実施されていることもあり、応募締切り後も柔軟な対応を取っていくのであれば問題ないと思われる、以後も12月募集をしていくとしても、正当な理由がある場合は締切り以降の応募も受入れていくことを教授会で確認していただいてはどうかと、学生委員会において意見が集約された旨補足説明が為された。

審議の結果、教授会は2019年度法務研修生の前倒し募集について追認し、以後12月募集をしていくとしても、正当な理由がある場合は締切り以降の応募を受入れていくことを確認した。

報告承認事項 :

1. 平成30(2018)年度後期成績評価資料の提出及び異議申し立て期間等について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、平成30(2018)年度後期の成績評価提出、異議申し立て期間、及び採点・解説等に対する質問手続きについて説明が為された。教授会はこれを承認した。

2. 法務研修生内規の改正について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、板橋校舎移転後に使用できる設備について、当初の想定から変更が生じたため内規の内容に改正の必要が生じたこと、資料の新旧対照表の通り改正することについて説明が為された。教授会はこれを承認した。

報告事項 :

1. 2019年度学科目編成（変更後）について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、変更後の2019年度学科目編成について、時間割案、教員別担当科目案、履修科目について説明が為された。

2. その他

(1) 冬季休業期間中における各種事務の取扱いについて

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、冬季休業期間中（12/24～1/6）の窓口業務及び施設使用可能時間帯について報告がなされた。

(2) 100周年+10ブランドプロジェクト学内アンケートの協力について

議長より、資料に基づき、100周年事業一環として、「100周年+10ブランドプロジェクト」と銘打った、現状の本学のイメージ・本学への思いを問うアンケート調査を実施するので、法務研究科でも教職員ともども協力し、学生にもアンケート回答を呼びかけたい、なお、回答方法はWeb上で行う、アンケート期間は12/3(月)～12/21(金)である旨報告が為された。

(3) 自己点検・評価合同（推進、大学、法人経営）委員会にて承認された事項について

議長より、資料に基づき、自己点検・評価合同（推進、大学、法人経営）委員会にて承認された事項について、①大東文化大学基準別基本方針改訂案、②大東文化大学建学の精神に関する調査結果が示された旨報告が為された。自己点検・評価合同委員の教務委員会委員長より、本学は2024年度に次の認証評価を受審することになるが、受審項目等リニューアルするための準備の一環である旨説明が為された。

議 案 :

議案 5. 教員人事に関する件

(1) 専任教員の退職に関する件

議長より、専任教員の退職に關し報告され、これについて承認が為された。

予定された議案の審議及び報告の終了後、図書委員会委員長から、法務研究科に計上していた法務研究科に係る図書費は予算を凍結し図書館に移管したが、図書館から、法務研究科で必要な図書を購入し図書館に所蔵するのでリストが欲しい旨打診があった、但し、図書館図書所蔵規程に合致する図書である必要があり、書き込み式問題集類は合致せず購入できないが司法試験の受験参考書は購入可能であること、ついては各教員の専門分野による授業用資料、學習用資料、研究用資料、参考資料をピックアップしてリスト化して欲しい、その際一定のフォーマットを用意し事務室から送付させていただくのでそれに記入願いたい、記入後は事務室までメールにて送付願いたい旨要請が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 57 分閉会を宣した。

以上